

令和4年7月29日（金）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、全7社 に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

カハラ トシキ

河原 利幸 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ

小林 和生 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タグチ ミコ

田口 由美子 （内線5880）

総務部経理調達課長

イワニ トモヒコ

磯谷 智彦 （内線5870）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
① 北関東総合警備保障株式会社	栃木県宇都宮市不動前1-3-14
② ALSOK群馬株式会社	群馬県前橋市大渡町2丁目1番地の5
③ 株式会社シムックス	群馬県太田市植木野町300番地1
④ 国際警備株式会社	群馬県高崎市江木町1525番地
⑤ ケービックス株式会社	群馬県前橋市問屋町1丁目10番地3
⑥ 東朋産業株式会社	群馬県前橋市総社町桜が丘1225番地2
⑦ セコム上信越株式会社	新潟県新潟市中央区新光町1-10

2. 指名停止措置期間

- ①②の業者 令和4年7月29日から令和4年11月11日まで（3.5カ月）
③～⑥の業者 令和4年7月29日から令和5年2月28日まで（7カ月）
⑦の業者 令和4年7月29日から令和4年10月12日まで（2.5カ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会により、令和4年2月25日、国、地方公共団体等が発注する特定機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らが独占禁止法違反行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第6号（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第6号>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所属担当官 ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	当該認定をした日から 3カ月以上12カ月以内 2カ月以上9カ月以内